



ランタマン法に基づく あなたの 異議申し立ての権利

通知書 (Notice of Action: NOA)

地域センターが、あなたの書面による同意なしに決定を下した場合、地域センターにはあなたにNOAを送付する義務があります。

NOAの内容



地域センターの決定事項。
決定が施行される日付。
決定の理由。
決定の根拠となる事実と法律。

NOAは、平易な言葉で、あなたの希望する言語で書かれるものとします。

NOAが送付される時期

30
日間

地域センターが
あなたのサービスを停止・変更する、
あるいは資格を取り消す30日前。

5
日間

地域センターがあなたの希望するサービスの提供をお断りしたり、
あなたが地域センターを利用する資格がないと決定してから5日後。

異議申し立ての権利

あなたが地域センターの決定に同意しない場合は、異議を申し立てることができます。異議申し立ての手続きには3つの形式があります。

1. 非公式な面談
2. 調停
3. 審議

あなたは、異議申し立ての手続きをどの形式で行うかを選択します。

異議申し立て中の権利



通訳の手配を受ける



地域センターの記録にアクセスする



異議申し立て中に支援を受ける



調停委員または審議官の変更を要求する



あなたが弁護士を利用しない限り、地域センターは弁護士を利用することはできない

審議でのあなたの権利



証拠となる書面を提出する



証人に証言してもらう



地域センターの証人に質問を行う

異議申し立ての方法

発達障害サービス局に異議申し立て状を送付します。

異議申し立ての時期

異議申し立ては期限までに行う必要があります。



現在のサービスを維持するための異議申し立て

NOAを受け取ってから**30日**後、記載されたサービス終了日の前に申し立てを行ってください。



その他の異議申し立て

NOAを受け取ってから**60日**以内に申し立てを行ってください。

お問い合わせ先

苦情調査官事務局 (The Ombudsperson Office)
(877) 658-9731
Ombudsperson@dds.ca.gov

クライアントの権利アドボケイト (Client's Rights Advocate)

北カリフォルニア
(800) 390-7032

南カリフォルニア
(866) 833-6712

ファミリーリソースセンター (Family Resource Center)

<https://frcnca.org/get-connected/>



QRコードから詳細を
ご確認ください